

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物処理場の使用前確認申請の要否に係る面談
2. 日時：令和5年10月16日（月）10時00分～10時15分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官
宮田原子力専門検査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他1名
保安管理部 品質保証課 技術副主幹
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所放射性廃棄物処理場第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の配管閉止措置等に係る使用前確認申請の要否について、資料に基づき以下の説明があった。

- 原子力科学研究所における施設・設備の合理化を行うため、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等について使用停止を行うとした核燃料物質の使用の変更が許可された。
- 当該使用の変更は、液体廃棄物の受入配管及びアスファルト固化装置等への熱源（加熱蒸気、LPG）供給配管を閉止するもの。
- 当該設備は、試験研究用等原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）と共用であり、当該使用変更許可申請書において、「認可された原子炉施設の設計及び工事の計画に従い変更を行う」との記載があることから、使用前事業者検査を原子炉施設として実施し使用前確認を受けることで、使用施設等としては、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の6第5号に規定される「使用施設等の保全上支障のない変更の場合」に該当し、使用前確認は要さないと考えている。
- なお、当該使用施設等については、使用前検査を計画しており、原子炉施設の検査と同等の検査として、外観検査（閉止状態について目視確認）、適合性確認検査及び品質マネジメントシステム検査の実施を考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 原子炉施設と使用施設等は別の規則であり、原子炉施設のみ使用前確認すればよいわけではなく、使用施設等としても使用前確認が必要である。
- 原子炉施設は、設計及び工事の計画が認可されており、認可事項に従い適合性確認検査をするが、使用施設等は法令要求事項として使用前確認申請書において、許可及び技術基準への適合性について説明が必要であり、使用前検査の項目については、改めて整理し、速やかに使用前確認の申請を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：アスファルト固化装置等の配管閉止措置に係る使用前確認（核燃料物質使用施設）等について

以 上